

# 月刊 JMITU ティーエムカ



8月号

日本金属製造情報通信労働組合大田地域支部  
セガ グループ分会 2019年発行

No.416

# 2019年秋闘・年末一時金要求準備

## 職場に渦巻く不安不満の声

### 取り上げ要求します。

秋闘は、職場と労働者の権利、労働時間、労災・安全、定年延長、退職金、社会保険料負担割合、職場に渦巻く、さまざまな不安・不満の声を取り上げ会社に要求していこうと思います。

組合HPにて「2019年

秋闘・年末一時金アンケート」を行っており、会社の人事制度や福利厚生、ハラスメント問題、普段思っているが職場では言えない事、会社に不満があるが誰に言えないか分からない、直接言いづらいなど、是非アンケートにお答えいただければと思います。

### 解雇が不当でも金銭解決

安倍政権は、「不当解雇の金銭解決制度」を来年の通常国会で成立させることを前提に、この秋から厚生労働省の労働政策審議会での審議を進めようとしています。

「不当解雇の金銭解決制度」とは裁判や労働審判で解雇が無効という判断が出ても、会社が金銭さえ払えば解雇が有効になり、職場復帰をさせなくても良い制度です。そもそも会社と裁判を行うことなどなかなか個人では難しい部分があります。いったん制度ができてしま

えば会社が、気に入らない辞めさせたい労働者をピンポイントで不当解雇ができる制度になってしまいます。

### 同一労働同一賃金

#### ガイドライン

パートタイム・有期雇用労働法とその指針である「同一労働同一賃金ガイドライン」が2020年4月から施行されます。(中小企業は2021年4月から)、非正規雇用労働者のたまたかいで画期的な判決が相次いでいます。

・「アルバイトの賞与が、同一勤続年数の正社員の60%を下回る支給については不合理」

・「長期間勤務した契約社員に退職金の支給を全く認めないのは不合理」

・「正社員と契約社員の基本給相違は労働契約法20条に反する」など確実に「均等待遇」への流れが広がっています。

気をつけなくてはいけないのが「同一労働同一賃金」を口実にした正社員の賃下げ、無期転換ルール逃れ目的にした5年未満雇い止めと絶対に認めさせてはいけません。

同一労働同一賃金で均等化もよいのですが、非正規労働者を正社員化することが現在の不合理を解決する一番の方法だと思っています。



「2019年秋闘・年末一時金アンケート」  
2019年秋闘・年末一時金アンケート

# 4こま漫画

川崎よしき



ショートショート

## 記憶

仙洞田一彦

およそ五十年前のことを小説にしようかと思っっている。当時の手帳に記されたメモ、公刊されている年表をたよりに記憶を取り戻そうとしている。記憶は鮮明なものもあれば、ピンボケしていて、焦点が結べないものもある。

大事な出来事だから記憶が鮮明かという、そうでもないらしい。

たとえば一九六八年十二月十日、東京の府中で、社員の給料かなんかを運んでいた三億円の強奪事件があった。白衣に扮装した男が犯人だった。

当時わたしは、蒲田にあっ

た従業員が十人もいない工場に働いていた。仕事が終わって、工場の出入口の前にある、蛇口が三つくらい並んでいる手洗い場で手を洗いながら、その事件を仲間と話題にしていた。その光景が浮かぶ。油仕事だから、砂粒のような洗剤を両手でこね回すようにして肘まで洗うので、手を洗うといっても、会話するくらいの時間はある。

仕事が終わって手を洗うのは日常の何でもない出来事だが、めずらしい事件だったから記憶が鮮明なのかも知れない。

ただ厳密に言えば、日記をつけていたわけではないので、三億円事件があった日の夜の手洗い場での会話風景の記憶かどうかは分からない。三億

円事件は年表に載っているの、別の日の会話の記憶が「その日」の出来事として結びついているのかも知れない。事件を話題にしているのだから、その日である確率は高い。

遠い記憶は出来事が前後して、それがあある出来事の前だったのか、後だったのか分からないことがある。

当時は機動隊と学生が路上で衝突する事件が、テレビで良く報道されていてという記憶がある。蒲田でその衝突を目撃した記憶があるのだが、それが何時なのか、実際に目撃していたのか不明なのだ。非日常的な出来事で印象は強いと思われるが、いまとなっては定かではない。シャッターを下ろされた商店街で、シャッターの前に立って見ていた

わたしが、どんな服を着ていたのか、どんなに思い出そうとしても思い出せない。着ている物が思い出せれば季節が分かるのだが、それが分からない。

マスコミで常時報道されていた記憶があるので、当時は、目立たない日常的な出来事だったのかも知れない。だから記憶が不鮮明なのかも知れない。

機動隊と学生の衝突は、手元の年表では翌一九六九年一月の東大安田講堂の封鎖解除は載っているが、蒲田であった衝突は、前後を探しても記録は見当たらない。

その工場に就職したのは六年の春だった。その年の暮れに三億円事件があったのだが。それはともかく、就職し

た春、工場の前が環状八号線の道路工事中だったという記憶がある。これは事件が起きた日でもないのに、何月何日というところまで知る必要がないので「工事中」だったですませようかと思っている。当時の東京の地図帳を見ても、環八はそこで途切れているので記憶通り「工事中」で間違いないだろう。

その工場には二年もいなかった。ふと、工場を辞めた時の風景はどうであったかと思つた。目の前の環八の少し先は目蒲線（多摩川線）と立体交差になっている。

「三億円事件」も「機動隊と学生の衝突」もこの「工事中」も日時は前後しても小説には困らない。大事なのはいた時の雰囲気だ。身近な景色がど

うであつたかは、知らないよ  
り知っていた方がいい。とい  
うか体験したはずのことだか  
ら、できるだけ記憶を呼び起  
こしておいた方がいい。

当時の主人公が見ていた風  
景が良く分かっていないと、  
出来上がった小説を読んだ人  
から「あの立体交差は、ずつ  
と前にできていたぞ」などと  
言われかねないし、「まだでき  
てないよ」なんて言われるか  
も知れない。小説はどんな人  
が読むか分からない。あの近  
くに住んでいたんだよ、など  
という人が読むかもしれな  
いのだ。

「そうですか」  
と、言われてから調べてみ  
たら、指摘通りだったなどと  
なると、それだけで小説全部  
を否定されたような気になつ

てしまう。「年表じゃないんだ  
から、そのくらいの誤差、ど  
っちでもいいじゃない」では  
すまないのだ。

それを書かなければならな  
い年表ならともかく、小説だ  
から分からなかったら書かな  
ければいいのだ。

曖昧で不鮮明な記憶のまま  
に、

「工場を辞めて出て来た私は、  
立体交差のところ立って、  
しばらく車の流れを見下ろし  
ながら行く末を考えていた」  
などと、うっかり書くと、

「七〇年の一月に辞めたんだ  
ろう。立体交差、まだ車が通  
れなかったはずだ」

などという意見を頂戴する  
ことになる。

記憶というのはその後の人  
生によっても変わるのではな

いか。最近の出来事を下敷き  
にして書くのなら、あまり問  
題はないかもしれない。時間  
をさかのぼれば、さかのぼる  
ほど難しいかもしれない。

若い頃見ていた風景と、現  
在その頃を振り返って見る風  
景とは違うものがあるかも知  
れないし、当時大切だと思つ  
た出来事が意味を失い、もつ  
と別なことが意味を持つてく  
るかも知れない。

たとえば結婚したことで見  
える両親の姿や行動、さらに  
子供が生まれることによつて、  
あるいは育てる過程で見えて  
くる両親の姿や行動のような  
ものだろう。と、もつともら  
しく、しかも半世紀も前を振  
り返って見たものの、代わり  
映えしない姿が亡霊のように  
浮かび上がる。

## サービス残業の是正

厚生労働省は、平成30年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果をまとめ公表しました。

集計は、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成30年4月から平成31年3月までの期間に不払だった割増賃金が各労働者に支払われたものうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案をまとめたものです。

是正支払い額は125億6381万円。是正指導を受け

た企業数は1768社でした。

是正された労働者は、11万8837人です。1000万円以上支払った企業は228社、平均額は1社当たり71万円、労働者1人当たり11万円です。

サービス残業は、労働基準法違反です。懲役6ヶ月以下又は30万円以下の罰金が科せられます。しかし、発覚しても未払い賃金を支払えばすむことが多いため横行しています。

サービス残業は、長時間労働や過重労働の温床となり、その解消を図っていくことは、とても大切です。

8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことが重要です。

## 労働組合に

入りませんか！

職場でいじめ（パワハラ）をうけている・自由に休みがとれない・残業代が支払われない・突然会社から解雇と言われた・賃金が上がらないなど、職場での悩みはありませんか。そんなときは一人で悩まずに、私たち労働組合にご相談ください。

私たちJMITU（日本金属製造情報通信労働組合）は、全国組織の労働組合です。正社員でなくても、パートやアルバイト、派遣社員の方でも加入できる組合です。働きやすい職場をつくるには労働組合が必要です。ぜひ職場に労働組合を作りましょう！

労働相談、ご意見、ご質問は、下記にお寄せください。

JMITU 本部 TEL 03-5961-5601 : FAX 03-5961-5603

ホームページ <http://www.jmiu.com/>

JMITU 大田地域支部 TEL 03-3734-3502 : FAX 03-3734-3534

ホームページ <http://www6.plala.or.jp/JMIUOOTA/>

セガグループ分会ホームページ <http://jmitusega.chips.jp/>